

高知県吹奏楽コンクール実施規定

第1章 総 則

- 第1条 この大会は高知県吹奏楽コンクールという。
- 第2条 このコンクールは、高知県における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とするが、あわせて全日本吹奏楽コンクール高知県予選も兼ねるものとする。
- 第3条 その年度の高知県吹奏楽コンクールの実施案は常任理事会で作成する。

第2章 実施部門・参加人員・演奏曲・演奏時間

- 第4条 実施部門は次の通りとし、参加団体は所属する部門に参加する。

実施部門	人数制限	演奏時間	演奏曲	備考
小 学 校 部 門	制限なし	8 分以内	任意の曲(複数可)	高知県大会のみ
中 学 校 B 部 門	3 0 名以内	8 分以内	任意の曲（複数可）	四国大会に通ずる
高等学校B部門				
中 学 校 A 部 門	5 0 名以内	1 2 分以内	課題曲と自由曲	四国大会に通ずる
高等学校A部門	5 5 名以内			
大 学 部 門				
職場・一般部門	6 5 名以内			

- 2 このコンクールには、上記の参加人員を超えて出場することはできない。また当日の演奏人数は、参加申し込みの人数を超えてはならない。
- 3 指揮者はこの人員に含まれない。
- 第5条 演奏曲は全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定に準ずる。
- 第6条 課題曲は、その年毎の全日本吹奏楽連盟理事会で決定し発表されたものとする。
- 第7条 演奏時間とは、演奏曲の開始から演奏曲の終了までの時間をいう。
- 第8条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第3章 資 格

- 第9条 各部門の参加資格は高知県吹奏楽連盟に登録された加盟団体で、次の通りとする。
- (1) 中学校A部門及び中学校B部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)
- (2) 高等学校A部門及び高等学校B部門
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)
- (3) 大学部門
構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生とする。
- (4) 職場・一般部門
団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、次の10条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。
- 第10条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 2 課題曲と自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。なお、楽器の持ち替えは認める。
- 第11条 指揮者については全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定に準ずる。
- 第12条 参加団体の資格に疑義ある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章 複数出場

- 第13条 中学校の部門及び高等学校の部門においては、同一加盟団体よりA・B両部門へ出場することを認める。ただしB部門への上場団体は成績の如何に関わらず四国支部

大会への代表となることができない。
第14条 同一加盟団体より同一部門に複数出場することはできない。

第5章 合同バンド

第15条 中学校B部門・高等学校B部門においては、単独で出場することが困難な学校同士が合同でバンドを結成して出場することを認める。

第16条 合同バンドを結成して出場しようとする学校は、単独で出場することが困難な理由を明記し、学校長より合同バンドでの出場願いを提出するものとする。

第6章 演奏・審査・表彰

第17条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本コンクールに出場することは認められない。

第18条 出演順序は抽選会で決定する。

第19条 このコンクールの審査員は理事長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

第20条 審査方法は理事会の定める高知県吹奏楽コンクール審査内規による。

第21条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

第7章 代表の選出

第22条 中学校A・B部門、高等学校A・B部門、大学部門、職場・一般部門よりの四国支部大会への高知県代表は次の通りとする。

(1) 理事長は演奏審査の結果、各部門ごとに、金賞の上位の団体より代表権を与える。ただし1団体のみの参加部門については審査員の意見を聞き理事長がこれを決定する。

(2) 各部門における代表数は四国支部大会の規定の範囲内とする。

(3) 著作権の手続き等に不備がある場合は、代表権を与えることはできない。

第8章 その他

第23条 高知県吹奏楽コンクールの実行委員会は常任理事会でこれを組織する。

第24条 高知県吹奏楽コンクール実施にあたって第1事業部会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第25条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為（写真撮影・録音・録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りではない。

第26条 このコンクールに出場しようとする団体は、この連盟の定めた所定の様式によって常任理事会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第27条 この規定は全日本吹奏楽コンクール規定及び全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

第28条 その他の規定は全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定に準ずる。

第29条 附 則

1 この規定は、昭和61年2月17日より実施する。

2 この規定は、平成 3年6月14日に改定する。

3 この規定は、平成 4年6月 2日に改定する。

4 この規定は、平成10年4月29日の四国支部総会を受けて再改定する。

5 この規定は、平成21年4月11日に全面改定する。